

法令遵守指針

本指針は、社会福祉法人人間東部福祉会(以下、法人という)のすべての役職員が「関係法令・社会規範を遵守し、高い倫理に則り、法人が実施する福祉サービスにおいて利用者、地域住民、地域社会の期待や要求に応える」ことを目的として定めます。

1. 役職員の責務

役職員は、法人の一員であることを常に念頭に置き、関係法令・法人諸規則諸規程、社会規範を遵守し、定款に定める目的の達成に積極的に貢献し、その責務を果たします。

2. 研鑽の責務

役職員は、自らの専門知識、技術の維持向上を図るとともに、それを活かし、法人事業の発展に積極的に貢献し、その責務を果たします。

3. 法令遵守責任者の選任

法人は、業務管理体制の整備に関し、障害者総合支援法第 51 条に基づく法令遵守責任者を選任し、法令遵守に努めます。

4. 服務規律の遵守

法人は、役職員に対して法令遵守に関する研修を行い、その浸透を図ります。

5. 信頼される対応

役職員は、利用者等の安心・安全の確保を図り、誠実かつ公平・公正な対応を行ない信頼の向上に努め、適切な福祉サービスを提供します。

6. 説明責任

役職員は、福祉サービス事業所で行なう事業等に関し、利用者等に対し親切丁寧に説明を行ない、誠意ある対応に努めます。